

国有林の地域別の森林計画書

(加賀森林計画区)

計画期間
〔 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 14 年 3 月 31 日 〕

近畿中国森林管理局

まえがき

本計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、加賀森林計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」です。

この用紙は間伐材を活用しています。

加賀森林計画区の位置図



凡 例	
府 縦	界
森 林 計 画 区 界	
市 町 村 界	

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課 課 長	野木 宏祐
流域管理指導官	植田 修司
課 長 補 佐	高井 和巳
計 画 調 整 官	倉石 博 (令和3年10月1日から)
計 画 調 整 官	大井 秀明
経 営 計 画 官	山崎 和仁

2 樹立に従事した期間

自 令和3年4月1日

至 令和3年12月31日

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
(1) 自然的条件	1
(2) 社会経済的背景	2
(3) 森林計画区における国有林の位置付け	2
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	3
(1) 伐採立木材積	3
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	3
(3) 林道の開設又は拡張の数量	3
(4) 治山事業	4
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	4
II 計画事項	5
第 1 計画の対象とする森林の区域	5
第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(1) 森林の整備及び保全の目標	6
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	6
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	9
2 その他必要な事項	9
第 3 森林の整備に関する事項	10
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	10
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	10
(2) 立木の標準伐期齢	12
(3) その他必要な事項	12
2 造林に関する事項	13
(1) 人工造林に関する基本的事項	13
(2) 天然更新に関する基本的事項	14
(3) その他必要な事項	14

3 間伐及び保育に関する事項	14
(1) 間伐の標準的な方法	15
(2) 保育の標準的な方法	15
(3) その他必要な事項	16
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	16
(2) その他必要な事項	17
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	18
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	19
(3) 林産物の搬出方法等	19
(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	19
(5) その他必要な事項	19
6 森林施業の合理化に関する事項	20
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	20
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	20
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	20
(4) その他必要な事項	21
第4 森林の保全に関する事項	22
1 森林の土地の保全に関する事項	22
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	22
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその 搬出方法	22
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	22
(4) その他必要な事項	23
2 保安施設に関する事項	23
(1) 保安林の整備に関する事項	23
(2) 保安施設地区に関する事項	23
(3) 治山事業に関する事項	23
(4) その他必要な事項	24

3 鳥獣害の防止に関する事項	24
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針	24
(2) その他必要な事項	24
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	24
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	24
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	25
(3) 林野火災の予防の方針	25
(4) その他必要な事項	25
第5 計画量等	26
1 伐採立木材積	26
2 間伐面積	26
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	26
4 林道の開設又は拡張に関する計画	27
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	27
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	27
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	28
(3) 実施すべき治山事業の数量	28
第6 その他必要な事項	29
○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	29
(1) 法令により施業について制限を受けている森林	29
(2) 制限林の施業方法	31
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	34
かん	
1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
(1) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	35
(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	35
別表2 鳥獣害防止森林区域	36

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要	39
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	39
(2) 地況	39
(3) 土地利用の現況	40
(4) 産業別就業者数	41
2 森林の現況（国有林）	42
(1) 齢級別森林資源表	42
(2) 制限林普通林別森林資源表	47
(3) 市町村別森林資源表	48
(4) 制限林の種類別面積	50
(5) 樹種別材積表	51
(6) 荒廃地等の面積	51
(7) 森林の被害	51
(8) 防火線等の整備状況	51
3 林業の動向	52
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	52
(2) 林業事業体等の現況	53
(3) 林業労働力の概況	53
(4) 林業機械化の概況	54
(5) 作業路網等の整備の概況	54
4 前期計画の実行状況	56
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	56
(2) 間伐面積	56
(3) 人工造林・天然更新別面積	56
(4) 林道の開設又は拡張の数量	56
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	57
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	57
(1) 森林より森林以外への異動	57
(2) 森林以外より森林への異動	57
6 森林資源の推移	58
(1) 分期別伐採立木材積等	58
(2) 分期別期首資源表	60
7 その他	62
(1) 持続的伐採可能量	62

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

加賀森林計画区は、九頭竜川広域流域に属し、石川県の南部に位置しており、北は能登森林計画区、東は富山県及び岐阜県、南は福井県に接し、西は日本海に面しています。その区域面積は201千haで、石川県総面積の48%を占めています。

本計画区に包括される行政区域は、金沢市をはじめとする6市1町です。

国有林（国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める森林及び公有林野等官行造林地（計画対象外森林を除く。）。以下同じ。）は、計画区南東部の加越山地に大きな団地があり、他は各所に点在しております、その面積は34千haです。

イ 地勢

東部は、白山〈御前峰〉(2,702m)を最高峰として、別山(2,399m)、三ノ峰(2,128m)等の加越山地を形成する2,000m級の山々が並んでいます。

南部は、大日山(1,368m)等の1,000m級の山々が連なり、北西部に向かって次第に高さを減じ、加賀山地、医王山地、富樫山地、能美山地を経て、日本海沿岸の加賀平野に至るまで傾斜が続いています。

主な河川として手取川があり、白山市白峰の白山にその源を発し、途中尾添川、大日川、その他の支川を合わせながら加賀平野を西流し、白山市湊町において日本海に注いでいます。

ウ 地質及び土壤

地質は、北部では新第三期新世から第四期前期更新世の凝灰岩、泥岩、砂岩が広大に分布し、西南部では新第三期新世の流紋岩質火山岩が広く分布し、南東部では白山及び大日山の山頂付近において第四期の火山岩類で覆われています。

土壤は、南東部の標高900m以上の尾根部等でポドソル土壤が多く、特に白山山頂付近では湿性ポドソル土壤が大面積に現れ、急斜面には岩石地が多くなっています。そのほかの地域では、戸室山付近で赤色土壤、橋立台地付近で黄色土壤、金沢市東南部及び能美、江沼丘陵付近で黒ボク土壤が出現しているほかは、褐色森林土壤が広く分布しています。

エ 気候

令和2年の中部（観測所：白山河内）から南部（観測所：加賀菅谷）にかけての気候は、年平均気温13.9°C、年降水量2,755～2,793mm程度で積雪量も多く、西部（観測所：小松）にかけては、年平均気温15.4°C、年降水量2,203mmで、冬季は季節風により曇りや雪の日が多い日本海側型気候に属します。（令和2年気象庁資料）

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の状況

森林面積は134千haで、森林率は66%を占めており、石川県全体の67%と同じの割合となっています。（令和元年 石川県統計書）

イ 人口及び産業の状況

人口は、85.9万人で石川県総人口の74%となっています。就業者数は42.8万人で産業別内訳は第1次産業が2%（7.9千人のうち林業就業者数326人）、第2次産業が28%、第3次産業が70%となっています。（平成27年国勢調査）

ウ 交通の状況

交通網は、JR北陸新幹線、JR北陸本線、北陸鉄道、IRいしかわ鉄道、北陸自動車道、国道8号、157号が南北に走り交通の動脈を形成しています。

地域別に見ると、北部には国道159号、304号、359号、中部地域には国道360号、416号、南部に305号、364号が南北に走っています。また、それらに主要県道、市町村道が連結し機能しています。

(3) 森林計画区における国有林の位置付け

国有林面積は34千haで、計画区の森林面積134千haの25%を占めています。南東部の加越山地に大きな団地があり、南部の大日山地には比較的大きな団地があり、西部の海岸付近には小団地の国有林が点在しています。

南東部地域に所在する国有林は、加越山地の脊梁地帯に分布し、国土保全、水源涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たす一方、白山国立公園や県立自然公園にも多くの区域が指定されており、白山や大日山登山などの森林レクリエーションの場として多くの人に利用されています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

主伐は、公有林野等官行造林の契約相手が国の持ち分を買い取り、伐採を行わなかったことから実施はありませんでした。

間伐は、実行段階で現地を精査し、一部の箇所で実施を見送ったことにより計画を下回る実績となりました。

単位：材積 m³、実行歩合 %、面積 ha

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	3,157	<251> 18,376	(4,000) 21,533	0	<36> 5,124	(4,590) 5,124	0	<14> 28	(115) 24

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。

3 <>は間伐面積です。

4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林は、未立木箇所について現地を精査して実施した結果、計画を下回る実績となりました。

単位：面積 ha、実行歩合 %

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
4	1	25	4	1	25	—	—	—

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。

3 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

拡張は、集中豪雨等による被災箇所での実施が増加したため、計画を上回る実績となりました。

単位：延長 km、箇所数 箇所、実行歩合 %

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	—	—	—	1	4	400
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。

3 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(4) 治山事業

保全施設は、自然災害の発生に応じて優先度を勘案し実施した結果、計画を下回る実績となりました。

保安林の整備は、現地を精査し優先度を勘案し実施した結果、計画を下回る実績となりました。

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

区分	計画	実行	実行歩合
保全施設	4	3	75
保安林の整備	42	4	10

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画区の国有林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

また、本計画区の国有林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。

これらの森林資源を有効に利用しながら、計画的に再造成し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためにには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指します。

その際、全ての森林が多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めます。

この計画は、全国森林計画に即し、本計画区の国有林について、このような考え方に基づき自然条件、社会的条件、地域の動向、前計画の実行結果やその評価等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにしたもののです。

計画の実行に当たっては、民有林との連携のもと効率的な実行の確保が図られるよう努めます。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 : ha

区分		総 数	国有林野	公有林野等 官行造林地
総 数		33,881.51	33,881.51	—
市 町 村 別 内 訳	金 沢 市	6,367.39	6,367.39	—
	小 松 市	4,486.87	4,486.87	—
	加 賀 市	1,321.10	1,321.10	—
	白 山 市	21,706.15	21,706.15	—

注 : 1 本表の面積は令和3年3月31日現在の数値です。

2 本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林です。

3 森林計画図の縦覧場所

大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75

近畿中国森林管理局

石川県金沢市朝霧台2-21

石川森林管理署

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の諸機能が發揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業、

林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害対策、花粉発生源対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。また、森林資源の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ります。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、^{かん}水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を行います。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命や人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林、気象条件や地形条件等からみて飛砂、潮害、津波等の災害発生の危険度の高い森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置します。

また、災害発生の危険度の高い海岸林の適切な管理、保全、再生等を行います。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保

全します。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を実施します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を行います。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、国民に憩いの場や学びの場、都市住民と山村との交流の場などを提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を行います。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

オ 文化機能

世界文化遺産、国宝、重要文化財、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行います。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を行います。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な擾乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指します。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮します。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備します。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、

保育及び間伐等を行います。また、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位：面積 ha、蓄積 m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	1,765	1,765
	育成複層林	—	—
	天然生林	23,578	23,584
森林蓄積		101	105

注：1 育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為※により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林が該当します。

2 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層※を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林が該当します。

3 天然生林

主として天然力※を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）のことをいいます。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ等からなる森林が該当します。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うことです。「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるものといいます。「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することです。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案するとともに、伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行うものとし、立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとします。

ア 皆伐を行う森林

(ア) 皆伐新植を行う森林

a 対象森林

皆伐新植は、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術、森林被害の発生状況等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大が十分期待できる森林について行います。

また、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて複層林の造成が確実であり、かつ複層林の造成による多様な木材の生産が期待される林分で、林道の整備状況等からみて複層林施業を行うことが適切な林分については当該施業を行います。

b 生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行います。本計画区における樹種別、生産目標別の主伐時期の目安は、次のとおりとします。

地 区	樹 種	標準的な施業体系			主伐時期の目安(年)
		生 産 目 標	仕 立 方 法	期待径級(cm)	
全 域	ス ギ	一般建築材	中 仕 立	24~28	65

注：期待径級は、主伐の目安の林齢の胸高直径です。

c 伐区の形状その他立木の伐採・搬出に関する留意事項

(a) 国有林（公有林野等官行造林地を除く。）

〈1〉 伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の發揮を確保するため、気候、地形、土壤等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連携等を十分考慮します。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障がないよう、伐採の適否、伐採方法を決定します。

〈2〉 1箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域は、おおむね5ha以下（ただし、1伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定

されている保安林等はその制限の範囲内とします。保安林における伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とします。）。その他の制限林は、その制限の範囲内とします。制限林以外の森林にあっても、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るため、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね5ha以下とします。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は、契約内容によることとします（法令等の制限がある場合は、その制限の範囲内とします。）。

<3> 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、主要な尾根、斜面中腹、渓流沿い、主要道沿線等に保護樹帯を積極的に設置します。特に水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林については、天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導や林分のモザイク的配置を考慮します。また新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうつ閉した後に行います。

なお、皆伐新植を予定する林分において、利用径級に達しない小径木の有用樹種で形質の優れているものが生育している場合は、伐採せずに残すように努めます。

<4> 人工造林による育成複層林施業を行う場合は、効率的に施業を実施するため、帯状又は群状伐採を基本としますが、立地条件、下層木の生育状況等の現地の実態に応じて単木伐採も行います。

複層伐（更新伐）は原則としてスギ、ヒノキともおおむね60年生の時期に行い、複層伐（終伐）はおおむね120年生の時期に行います。

複層伐（更新伐）の伐採率は、上木の50%を基準とします。また、更新伐を実施する10年程度前までに間伐を実施し、必要な密度管理を行います。

<5> 積雪量100～250cmの多雪地帯では、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は伐採せずに残しますが、利用価値の高いものは択伐します。

<6> 上記多雪地帯で、積雪の貫通行力による植栽木の引き抜けや倒伏等の被害が予想される箇所においては、必要に応じて防雪帯を設けます。

防雪帯は、斜面長40m以上の箇所においておおむね40mごとに幅20m程度としますが、できるだけ傾斜の変換点を選び、集材方法、地形などを勘案して防雪効果が効果的に確保できるよう設けます。なお、搬出上支障となる立木はなるべく1m以上の高さで伐倒し、防雪効果の維持に努めます。

<7> 林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網又は架線を適切に選択することとします。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場

所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮し、搬出方法を決定します。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じます。

(b) 公有林野等官行造林地

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあってはその制限内容に従って行います。林産物の搬出は前項(a)に準じて行います。

(イ) 皆伐天然更新を行う森林

a 対象森林

皆伐天然更新は、アカマツ等の森林であって天然下種による更新が確実な林分及びクヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分において行います。

b 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

伐区の面積は皆伐新植に準ずるとともに、特に確実な更新を期するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、伐採は、天然生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案し、適切な時期を選定して行います。

イ 択伐を行う森林

択伐を行う林分は、各種法令等により伐採の方法を択伐と指定された林分であって、択伐によって良好な天然下種更新が確実に図られる林分において行います。

伐採に当たっては、樹種構成、林木の生長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林型に誘導するよう配慮して択伐率等を適切に定めます。林産物の搬出は前項アに準じて行います。

(2) 立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

単位：年

地 区	樹 種								
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	ヒバ (アテ)	モミ その他 針葉樹	クヌギ	用材林 の 広葉樹	薪炭材 の 広葉樹
旧吉野谷村、 旧尾口村、 旧白峰村の区域	50	55	40	40	50	50	15	65	30
上記以外の区域	45	50	40	40	50	50	15	65	25

(3) その他必要な事項

主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化を図ります。

また、歴史を未来につなぐ森林づくりとして、歴史的木造建築物の修復資材の供給や資源となる森林の育成に取り組みます。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽等に努めます。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壤、地形等の自然条件を適確に把握した上で、適地適木を原則とし、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ及びケヤキ、クヌギ等の価値の高い有用広葉樹の中から最も適合した樹種を選定します。複層林にあっては、原則としてスギ又はヒノキとします。

イ 人工造林の標準的な方法

スギ、ヒノキともヘクタール当たり2,000本を標準とします。複層林にあっては、群状又は帯状伐採区は、ヘクタール当たり2,000本を、単木伐採は、ヘクタール当たり1,000本を標準とします。

なお、苗木の選定については、コンテナ苗、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の使用に努めます。

地ごしらえは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用します。植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は刈り払わずに残します。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては原則として2年以内とします。なお、伐採と造林を一貫して行う作業システムの導入に努めます。

(2) 天然更新に関する基本的事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新に係る補助作業の対象樹種は、既往の天然生有用広葉樹種の造林成績及び林産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とします。

イ 天然更新の標準的な方法

(ア) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地で、かつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、母樹の保残に努め、伐採前の地ごしらえを行います。

天然更新補助作業は現地の実態に応じて必要な植込み、まき付けを行うほか、必要な稚樹の刈り出しを行います。

(イ) 広葉樹

伐採面積、母樹保残、側方天然下種における伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採方法を選定します。なお、発生した稚樹が少ない場合には天然更新補助作業として刈り出し等を行います。

有用広葉樹については、地理的条件、土壤条件等から、広葉樹の適地を対象としてぼう芽による更新を図るため、天然更新補助作業として芽かき、刈り出し等を行います。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ります。

(3) その他必要な事項

材質が堅く成長が早い早生樹について、関係機関との連携も図りつつ、試験植栽を行い技術開発を計画的に進めます。

3 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を適確に実施します。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意します。

(1) 間伐の標準的な方法

林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて間伐を実施します。

実施時期は、樹冠がうつ閉したことにより、下層植生の一部が消失している若しくは消失するおそれのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。

保育間伐等定性間伐の選木については、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木します。

利用間伐に当たっては、選木作業の簡素化や効率的に間伐を実施するため、立木の生育状況や立地条件等を考慮の上、列状間伐を実施します。

間伐率は、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定します。

(2) 保育の標準的な方法

更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行います。

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも配慮しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成します。

ウ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行います。

なお、植栽木等への被害が見込まれる場合は、植栽木等がニホンジカによる食害を防止できる樹高になるまで、有効な方法を実施します。

樹種	作業種	経過年数(年)															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ ヒノキ	下刈り	←					→										
	除伐								←								→
	鳥獣害防止対策	←															

注：この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行います。

複層林の下木の保育についても、表に準じて実施します。

(3) その他必要な事項

その他つる切り等の保育については、必要に応じて行います。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については別表1のとおり定めます。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等については例外的に単独で区分します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能、土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地については例外的に単独で区分します。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については例外的に単独で区分します。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

天然生林については、公益的機能発揮の持続的な維持・管理を必要とする森林を除き手を加えません。他の施業については次のとおりです。

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育。）を図りつつ、根系の発達を確保します。

具体的には、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く。）を積極的に推進します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

原則的に択伐による複層林施業を積極的に推進するほか、立地条件や国民のニーズに応じ、天然性広葉樹の育成等による針広混交の育成複層林への誘導を図ります。

b 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

皆伐をしないことを前提として、立地条件や国民のニーズ等に応じ、森林構成の維持を基本とした択伐による複層林施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行います。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

郷土樹種を主体とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れ、択伐による複層林施業を行います。

(2) その他必要な事項

森林レクリエーション施設と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進します。

また、歴史的木造建築物等の周辺の森林については、それらの建物と一体となった森林環境の保全・造成を推進します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。その際、(2)の効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。特に、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択します。

開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、発揮すべき機能を踏まえた森林ごとに、以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能

水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、林道の開設に伴う土砂の流出や崩壊を起こさないことを基本に、線形、規格を選定し必要な路網を整備します。ただし、山地災害の危険性が高い地域については、新たな林道等の開設を回避する等特段の配慮をします。

また、既路線においては、路面の洗掘等による土砂の流出が起こらないよう施設の整備を行います。

イ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

保健・レクリエーション機能の発揮を求められる森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、森林作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択します。

また、快適環境形成機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を求められる森林等景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とします。

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	5	25
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林や育成複層林の対象地にあっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、下表を目安として林道及び森林作業道を整備するよう努めます。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

※出典：林野庁「路網・作業システム検討委員会最終取りまとめ」

(3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な搬出方法を定めます。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当ありません。

(5) その他必要な事項

土場、作業施設の整備に当たっては、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況等を総合的に勘案し、整備箇所の選定を適切に行います。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じます。

なお、林道等路網の整備については、民有林と連携を図りながら一体的・効率的に推進します。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に当たっては、ＩＣＴを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化とともに、これを通じた林業従事者の所得や労働環境の向上が課題となっています。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、技術研修等の実施及び研修フィールドの提供等を通じ、林業機械化の促進や稼働率の向上などに努めます。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等により、林業従事者の就労環境の改善を図ります。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

高性能林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、稼働率及び労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業体の体质強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなります。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保及び路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に寄与するよう努めます。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、低コストで効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網への重点化を図ります。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じて、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を大量に安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

ア 木材の生産・流通の合理化

事業の発注見通し等を公表しつつ、民有林の関係者及び素材生産業者・流通業者と一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や協調出材等により木材の産地・銘柄化を図るなど生産・流通の合理化に努めます。

イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

広域原木流通協議会等を活用し、地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図ります。

ウ 国産材の安定供給体制の整備

森林吸収目標達成のために必要な間伐の適確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林業及び木材産業の成長産業化に資するため、国有林と民有林関係者が連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を強力に推進します。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託することとなっていることから、国有林としても、事業委託に際してはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営体の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組みます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質変更に当たり、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地保全に留意すべき森林は、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、飛砂防備保安林、なだれ防止保安林及び砂防指定地とします。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は次のとおりです。

単位：ha

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	区 域		
金 沢 市	1001～1006、1040～1043、 1055～1072、1087、1088	6,367.39	林地の適正な管理及び 適切な施業の実施により 林地の保全を図るほか、 土石・樹根の採掘、開 墾、その他土地の形質変 更に当たっては十分留意 する。
小 松 市	57～62、1033～1039、 1048～1051、1073～1086、1096、 1097	4,416.54	
加 賀 市	87、1089～1095	867.49	
白 山 市	1～55、63～67、1007～1030、 1044～1047、1052	21,706.15	
計		33,357.57	

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けます。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。また、土砂の流出や崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森

林の適正な配置等の適切な措置を講じます。その際、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮します。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、適切に保安林を配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、適切な森林整備を実施することによりその保全を確保します。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安林が指定されていない箇所で、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備の目的を達成するため、森林の造成事業若しくは維持に必要な事業を行う必要があれば、保安施設地区に指定します。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化に向けて、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方を立ち実施します。具体的には、流域治水の取組と連携を図りつつ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進します。

また、流木対策としては、治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組みます。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講じます。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めます。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定めます。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置等の植栽木の保護措置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、わな捕獲（囲いわな、くくりわな、箱わな等によるものをいう。）、安全体制が確保された場合の銃による捕獲等による鳥獣害防止対策を推進します。

保護林においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めます。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ります。なお、抵抗性を

有するマツの転換に当たっては、気候、土壤等の自然的条件に適合したもの導入します。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進します。

特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進します。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進します。

(4) その他必要な事項

山火事、病虫害、鳥獣害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努めます。

また、森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発用の標識の設置等に努めます。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 : 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	28	28	0	2	1	0	26	26	—
前半5カ年の計画量	(8) 14	14	—	1	1	—	13	13	—

注：1 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

2 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

2 間伐面積

単位 : ha

区分	間 伐 面 積
総 数	308
前半5カ年の計画量	155

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 : ha

区分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	6	34
前半5カ年の計画量	1	20

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位：延長 km、面積 ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ年 の 計画 箇所	対図 番号	備 考
拡張	自動車道	林道	白山市	大目附(大杉谷) 林道	(1) 0.02		○	①	
	計				(1) 0.02				

注：（ ）は箇所数です。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画面積	備考
保安林総数(実面積)	33,802	33,802	
水源かん養のための保安林	32,557	32,557	
災害防備のための保安林	1,257	1,257	
保健、風致の保存のための保安林	3,740	3,740	

注：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当ありません。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 : ha

権限別	種類	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
大臣	水源かん養保安林	—	—	2,013	2,013	294
	土砂流出防備保安林	—	—	66	66	—
	飛砂防備保安林	—	—	2	2	—
	防風保安林	—	—	496	496	6
	保健保安林	—	—	428	428	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 : 地区

森林の所在		治山事業 施 工 地 区 数	前半5ヵ年の計画	主な工種	備考
市町村	区域				
小 松 市	70、71	2	2	本数調整伐	前期 : 28.80ha
白 山 市	1、2、、 24-I、27-I、 35、38-I、 38-II、39、 48、49、1020	10	3	溪間工、 山腹工	
合 計		12	5		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林

単位 : ha

種類	森林の所在		面積	備考
	市町村	区域		
水源かん養 保 安 林	金沢市	1001～1006、1040～1043、 1055～1072、1087、1088	6,363.27	
	小松市	57～62、1033～1039、 1048～1051、1073～1086、 1096、1097	4,246.26	
	加賀市	1089～1095	865.34	
	白山市	3～55、63～67、1007～1030、 1044～1047、1052	21,081.90	
土砂流出防備 保 安 林	小松市	58、1034、1038、1075～1077、 1080、1082、1096	155.97	
	白山市	1、2、35、36-I、1052	597.72	
飛砂防備 保 安 林	加賀市	87	2.15	
防風保安林	小松市	69～71	68.74	
	加賀市	81～87	426.29	
なだれ防止 保 安 林	小松市	1084	6.10	
保健保安林	加賀市	81～87	427.90	
	白山市	7～14、18、24-II、25、37-II、 38-II、39、64～66-III、67	3,312.57	

単位 : ha

種類	森林の所在		面積	備考
	市町村	区域		
砂防指定地	金沢市	1067、1069、1070	6.35	
	加賀市	1092、1093	2.70	
	白山市	15、25~27-II、51、52-I、 54-I~55、66-II、66-IV、 1013、1020、1022、 1025~1028、1030、1052	325.98	
国立公園特別保護地区	白山市	7~9、11~18、21~27-II、35、 36-II、37-II、38-II、39、 64~67	6,429.82	
国立公園第1種特別地域	白山市	8、20、22、1044~1046	753.88	
国立公園第2種特別地域	白山市	48~52-II、53-II、54-II	234.45	
国立公園第3種特別地域	白山市	3~18、20、21、23、24-1、 33~39 47~55、63~65、 1010、1011、1013~1023、 1026、1030、1044~1047、1052	9,309.64	
国定公園第2種特別地域	加賀市	81~87	429.93	
国定公園第3種特別地域	加賀市	83	0.19	
県立自然公園第3種特別地域	白山市	1023	37.75	
県自然環境保全地域特別地区	金沢市	1001~1005、1061~1063	811.46	
鳥獣保護区特別保護地区	加賀市	83	0.02	
特別母樹林	白山市	33	10.58	
史跡名勝天然記念物	小松市	1077	1.14	
	白山市	34、39、49、54-I	0.34	

(2) 制限林の施業方法

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に支障を及ぼさない範囲内で森林施業を行い、その種類ごとの伐採方法、更新方法及びその他施業に係る一般的な事項は、次のとおりとします。

ア 保安林

(ア) 伐採方法

a 主伐

(a) 伐採種

それぞれの保安林の指定施業要件に定める伐採種によることとします。

(b) 伐採することのできる立木の年齢

樹種別に本計画に定めた標準伐期齢以上とします。

(c) 皆伐する場合の制限

伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とし、伐採年度ごとに皆伐することのできる箇所当たりの面積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定める面積以内とします。

(d) 択伐する場合の制限

伐採年度ごとに択伐することのできる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた択伐率を乗じて算出した材積以内とします。

b 間伐

(a) 間伐することのできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

(b) 間伐することのできる材積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた伐採率により算出した材積以内とします。

なお、伐採により樹冠疎密度が10分の8を下がったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とします。

(イ) 更新

保安林の指定施業要件に植栽の指定がある場合は、植栽の方法、植栽期間、植栽樹種についてそれぞれ定められた内容の施業を行います。

イ 砂防指定地に係る森林

県知事の定める砂防指定地管理規則等の範囲内で施業を行います。

ウ 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

(ア) 特別保護地区

原則として立木の伐採や、その他植物の採取等は禁止されています。

ただし、次にあげる場合にあっては、必要最小限の伐採を行うことができます。

- a 災害または被害の予防及び防御のため必要のあるとき。
- b 学術研究または試験に供する必要があるとき。
- c 人工林または単層林に類する幼齢林において、保育のため必要のあるとき。
- d 景観の維持助長のため必要のあるとき。

(イ) 第1種特別地域

- a 第1種特別地域の森林は禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない限り、単木抲伐法を行うことができます。
- b 単木抲伐法は次により行います。
 - (a) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。
 - (b) 抲伐率は現在蓄積の10%以内とします。

(ウ) 第2種特別地域

- a 第2種特別地域の森林施業は、抲伐法とします。
ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。
- b 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木抲伐法によるものとします。
- c 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。
- d 投伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。
- e 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。
- f 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。
 - (a) 1伐区の面積は2ha以内とします。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。
 - (b) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。
この場合においても、伐区は努めて分散させます。

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限を設けません。

エ 鳥獣保護区特別地区内の森林

単木抲伐、立木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り、若しくは除伐は、鳥獣の保護繁殖上一般に支障がない行為と認められます。

オ 特別母樹又は特別母樹林に係る森林

伐採は原則として禁伐とします。なお、その指定目的を阻害するおそれがないものとして農林水産大臣の許可があれば伐採することができます。

カ 県自然環境保全地域特別地区として定められた地区内の森林

条例の定めるところによります。

キ 史跡名勝天然記念物に係る森林及び史跡名勝天然記念物保存のための地域内の森林

- (ア) 伐採は、原則として禁伐とします。ただし、やむを得ない場合は文化財保護法又は県等の定める文化財保護条例等に基づき、指定物件の景観を損なわないよう配慮して伐採することができます。
- (イ) 更新は、原則として現在樹種の天然更新とします。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			33,881.51	
市 町 村 別 内 訳	金沢市	1001～1006、1040～1043、 1055～1072、1087、1088	6,367.39	伐期の延長、 長伐期施業、 複層林施業（抾伐）、
	小松市	57～62、69～71、1033～1039、 1048～1051、1073～1086、1096、 1097	4,486.87	
	加賀市	77、80～87、1089～1095	1,321.10	
	白山市	1～55、63～67、1007～1030、 1044～1047、1052	21,706.15	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			14,576.68	
市 町 村 別 内 訳	金沢市	1055～1058、1063～1067、 1069～1072、1087、1088	3,332.53	複層林施業（抾伐）
	小松市	57～62、1033～1039、 1048～1051、1075～1086、 1096、1097	3,941.02	
	加賀市	1089～1095	865.34	
	白山市	1、2、28、34～36-I、37-I、 38-I、39～55、1013～1015、 1018～1030、1052	6,437.79	

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			26. 31	
市 町 村 別 内 訳	加賀市	77、80、83	26. 31	

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			18, 832. 51	
市 町 村 別 内 訳	金沢市	1001～1006、1040～1043、 1059～1064、1067、1068	3, 034. 86	複層林施業（抾伐）
	小松市	69～71、1077	99. 84	
	加賀市	81～87	429. 45	
	白山市	3～27-II、29～36-II、 37-II～39、55、63～67、 1007～1012、1016～1018、 1026～1028、1044～1047	15, 268. 36	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 : ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総 数				33, 355. 42
市 町 村 別 内 訳	金沢市	ニホンジカ	1001～1006、1040～1043 1055～1072、1087、1088	6, 367. 39
	小松市	ニホンジカ	57～62、1033～1039、 1048～1051、1073～1086 1096、1097	4, 416. 54
	加賀市	ニホンジカ	1089～1095	865. 34
	白山市	ニホンジカ	1～55、63～67、1007～1030、 1044～1047、1052	21, 706. 15

(附) 參 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：面積 ha、比率 %

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数 ②	国有林	民有林		
総 数	201, 283	142, 192	34, 253	107, 939	70. 6	
市 町 村 別 内 訳	金沢市	46, 864	28, 108	6, 469	21, 639	60. 0
	小松市	37, 105	25, 943	4, 509	21, 434	69. 9
	加賀市	30, 587	21, 181	1, 387	19, 794	69. 2
	白山市	75, 493	63, 406	21, 887	41, 520	84. 0
	能美市	8, 414	3, 553	0	3, 553	42. 2
	川北町	1, 464	—	—	—	—
	野々市市	1, 356	—	—	—	—

注：1 総数は端数整理の関係で内訳の計と一致しない場合があります。

2 国有林面積は、林野庁所管（令和元年度末石川森林管理署調べ）及び他省庁所管の森林面積（令和元年度県森林・林業要覧）です。

3 民有林面積は森林法第2条第3項の規定による民有林面積です。

4 区域面積は令和元年石川県統計書によります。

(2) 地況

ア 気候

観測地	年	気温 (°C)			年間降水量 (mm)	最高積雪量 (cm)	最多風向
		最高	最低	年平均			
金沢	平成28	37. 0	-4. 0	15. 7	2, 391	24	東北東
	29	36. 1	-2. 3	15. 0	2, 703	15	東北東
	30	36. 9	-4. 3	15. 5	2, 766	87	東北東
	令和元	37. 7	-1. 5	15. 8	2, 010	7	東北東
	2	37. 3	-3. 7	15. 9	2, 536	3	東北東

注：金沢地方気象台ホームページ「過去の気象データ」によります。

イ 主要な山岳及び河川

単位 : m

山 岳		河 川	
名 称	標 高	名 称	延 長
奈 良 岳	1, 664	犀 川	34, 500
奥 三 方 山	1, 603	内 川	12, 850
大 門 山	1, 572	浅 野 川	28, 930
高 三 郎 山	1, 421	金 腐 川	12, 280
三 輪 山	1, 069	森 下 川	23, 600
大 日 山	1, 369	大 聖 寺 川	38, 010
富 士 写 ケ 岳	942	大 日 川	33, 710
大 山	920	杖 川	4, 800
火 燈 山	911	梯 川	34, 650
荒 倉 岳	834	動 橋 川	20, 400
大 汝 峰	2, 684	手 取 川 (含牛首川)	65, 650
白 山 (御前峰)	2, 702	尾 添 川	16, 390
別 山	2, 399	目 附 谷 川	14, 590
三 ノ 峰	2, 128	直 海 谷 川	8, 400
四 塚 山	2, 520		

(3) 土地利用の現況

単位 : 面積 ha

区 分	総 面 積	森 林	農 地			その 他		
			総 数	うち田	うち畠	総 数	うち宅地	
総 数	201, 283	142, 192	20, 531	17, 500	3, 031	38, 560	12, 546	
市 町 村 別 内 訛	金 沢 市	46, 864	28, 108	4, 221	3, 017	1, 204	14, 535	4, 942
	小 松 市	37, 105	25, 943	4, 755	3, 796	959	6, 407	2, 101
	加 賀 市	30, 587	21, 181	3, 863	3, 276	587	5, 543	1, 535
	白 山 市	75, 493	63, 406	4, 865	4, 656	209	7, 222	2, 074
	能 美 市	8, 414	3, 553	1, 797	1, 728	69	3, 064	1, 129
	川 北 町	1, 464	0	768	765	3	696	167
	野 々 市 市	1, 356	0	262	262	0	1, 094	598

注 : 総面積及びその他面積は令和元年石川県統計書、農地は石川県農林水産統計年報（令和元～2年）によります。

(4) 産業別就業者数

単位：人

区分	総人口	就業人口	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
			計	農業	林業	水産業			
総 数	855,169	428,465	7,947	7,399	326	222	115,699	283,726	21,093
金沢市	462,701	226,800	2,982	2,767	130	85	46,465	161,077	16,276
小松市	106,537	54,647	1,146	1,079	51	16	20,224	31,617	1,660
加賀市	63,979	34,057	1,206	1,065	55	86	12,101	20,223	527
白山市	110,330	57,053	1,643	1,564	51	28	18,243	36,160	1,007
能美市	49,249	25,400	485	460	21	4	10,152	14,284	479
川北町	6,243	3,316	196	191	5	0	1,162	1,954	4
野々市市	56,130	27,192	289	273	13	3	7,352	18,411	1,140

注：令和3年版石川県市町要覧によります。

2 森林の現況（国有林）

(1) 年齢級別森林資源表

区分	総数				1歳級				2歳級				3歳級				4歳級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数	33,881.51	2,556	23	1,20			5.10			36.13	1		75.83	3						
総数 針	25,341.89	2,554	23	1,20			5.10			36.13	1		75.83	3						
総数 広	2,511.47	333	3	1.11			5.10			36.13	1		61.58	3						
総数 針	22,830.42	2,220	19	0.09									14.25							
総数 広	1,737.80	279	4	1.20			5.10			14.22			21.10	1						
総数 針	1,184.85	215	3	1.11			5.10			14.22			17.89	1						
総数 広	552.95	64	1	0.09									3.21							
育成林 単層林	1,737.80	279	4	1.20			5.10			14.22			21.10	1						
育成林 単層林 針	1,184.85	215	3	1.11			5.10			14.22			17.89	1						
育成林 単層林 広	552.95	64	1	0.09									3.21							
育成林 複層林																				
育成林 複層林 針																				
育成林 複層林 広																				
立木地																				
総数	23,604.09	2,275	19							21.91			54.73	1						
総数 針	1,326.62	119	1							21.91			43.69	1						
総数 広	22,277.47	2,156	18										11.04							
育成林 単層林	26.52	1											11.11							
育成林 単層林 針	23.41	1											8.95							
育成林 単層林 広	3.11												2.16							
天然林 育成林 複層林																				
天然林 育成林 複層林 針																				
天然林 育成林 複層林 広																				
無立木地	23,577.57	2,274	19										11.95			43.62	1			
無立木地 針	1,303.21	118	1										11.95			34.74	1			
無立木地 広	22,274.36	2,156	18													8.88				
竹林																				

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千本、成長量 千m³

区分	5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	9.92	1		45.76	2		26.07	2		108.32	7		288.35	23	1
総 針 広	9.92	1		45.76	2		26.07	2		108.32	7		288.35	23	1
総数	9.92	1		10.38	1		5.41	1		12.82	2		31.81	6	
総 針 広	9.92	1		35.38	1		20.66	1		95.50	5		256.54	17	
育成林	9.92	1		10.38	1		6.48	1		17.51	2		50.03	7	
單層林	9.92	1		10.38	1		5.41	1		11.23	2		30.10	6	
人工林	9.92	1						1.07		6.28			19.93	2	
育成林	9.92	1		10.38	1		6.48	1		17.51	2		50.03	7	
複層林	9.92	1		10.38	1		5.41	1		11.23	2		30.10	6	
立木地	9.92	1						1.07		6.28			19.93	2	
育成林	9.92	1													
單層林	9.92	1													
複層林	9.92	1													
天然林	9.92	1													
育成林	9.92	1													
單層林	9.92	1													
複層林	9.92	1													
天然林	9.92	1													
育成林	9.92	1													
單層林	9.92	1													
複層林	9.92	1													
無立木地	9.92	1													

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千m³

区分	10歳級				11歳級				12歳級				13歳級				14歳級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数	501.56	49	1	906.55	105	2	1,051.46	139	2	828.10	102	1	890.34	100	1	890.34	100	1		
総 針 広	501.56	49	1	906.55	105	2	1,051.46	139	2	828.10	102	1	890.34	100	1	890.34	100	1		
総数	70.35	15		176.40	42	1	137.64	36		152.03	33		100.83	21						
針 広	431.21	34	1	730.15	63	1	913.82	103	1	676.07	69	1	789.51	79	1					
総数	118.61	20		264.37	52	1	189.63	40	1	232.52	41	1	142.99	24						
針 広	69.01	15		170.88	42	1	134.57	34		138.14	30		82.68	17						
総数	49.60	5		93.49	11		55.06	6		94.38	11		60.31	7						
育成林	118.61	20		264.37	52	1	189.63	40	1	232.52	41	1	142.99	24						
單層林	69.01	15		170.88	42	1	134.57	34		138.14	30		82.68	17						
人工林	49.60	5		93.49	11		55.06	6		94.38	11		60.31	7						
育成林	総 針 広																			
立木地	総数	382.95	29	1	642.18	53	1	861.83	98	1	595.58	61	1	747.35	76	1				
総 針 広	1.34			5.52	1		3.07		2	13.89	3		18.15	4						
総数	381.61	29	1	636.66	52	1	858.76	96	1	581.69	58	1	729.20	73	1					
育成林	天然林	5.45	1	4.50	1															
複層林				0.95																
成林																				
天然林	382.95	29	1	636.73	52	1	861.83	98	1	595.58	61	1	747.35	76	1					
育成林	天然 生林	1.34		1.02			3.07	2		13.89	3		18.15	4						
針 広	381.61	29	1	635.71	52	1	858.76	96	1	581.69	58	1	729.20	73	1					
竹林																				
無立木地																				

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千m³

区分	15歳級			16歳級			17歳級			18歳級			19歳級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	984.28	104	1	4,032.83	322	3	923.16	110	1	485.66	60		200.66	26	
総 針 広	984.28	104	1	4,032.83	322	3	923.16	110	1	485.66	60		200.66	26	
総数	29.82	7		57.36	6		49.73	9		116.30	21		33.54	5	
総 針 広	954.46	97	1	3,975.47	316	3	873.43	101	1	369.36	39		167.12	21	
総数	51.99	9		33.29	4		32.81	4		129.63	22		33.71	4	
総 針 広	26.70	6		18.69	3		18.17	3		76.79	15		23.95	3	
育成林	25.29	3		14.60	2		14.64	1		52.84	7		9.76	1	
单層 成林	51.99	9		33.29	4		32.81	4		129.63	22		33.71	4	
人工林	26.70	6		18.69	3		18.17	3		76.79	15		23.95	3	
育成林	25.29	3		14.60	2		14.64	1		52.84	7		9.76	1	
複層 成林															
立木地															
針 広															
総数	932.29	95	1	3,999.54	318	3	890.35	106	1	356.03	38		166.95	22	
針 広	3.12	1		38.67	3		31.56	6		39.51	6		9.59	2	
育成林	929.17	94	1	3,960.87	314	3	858.79	100	1	316.52	32		157.36	20	
單層 成林															
天然林															
育成林															
複層 成林															
天然林	932.29	95	1	3,999.54	318	3	890.35	106	1	356.03	38		166.95	22	
生 林	3.12	1		38.67	3		31.56	6		39.51	6		9.59	2	
竹林															
無立木地															

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分	20歳級			21歳以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	358.14	42		13,582.47	1,357	9
総数	358.14	42		13,582.47	1,357	9
針 広	86.79	12		1,326.42	112	
総数	271.35	29		12,256.05	1,244	9
総数	86.77	11		285.54	32	
針 広	63.69	8		256.22	27	
育成林 單層 人工林	23.08	3		29.32	5	
育成林 複層 人工林	86.77	11		285.54	32	
育成林 複層 天然林	63.69	8		256.22	27	
育成林 複層 竹林	23.08	3		29.32	5	
立木地	総数 針 広	271.37	30	13,296.93	1,325	9
	総数 針 広	23.10	4	1,070.20	85	
	248.27	27		12,226.73	1,240	9
育成林 單層 天然林	総数 針 広					
育成林 複層 天然林	総数 針 広					
育成林 竹林	271.37	30		13,296.93	1,325	9
育成林 竹林	23.10	4		1,070.20	85	
育成林 竹林	248.27	27		12,226.73	1,240	9
無立木地						

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	人工林			天然林			立木地			無立木地等			計
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の地	
制限林 材積 成長量	針 面積 計	1,184.85 552.95 1,737.80	1,184.85 552.95 1,737.80	23.41 3.11 26.52	1,303.21 22,254.25 23,557.46	1,326.62 22,257.36 25,321.78	2,511.47 22,810.31 6.47						
	針 面積 計	214,603 63,956 278,559	214,603 63,956 278,559	1,164 85 1,249	117,676 118,840 2,270,085	118,840 333,443 2,271,334							
	針 面積 計	2,749.1 813.3 3,562.4	2,749.1 813.3 3,562.4	89.5 4.4 93.9	598.9 18,225.2 18,824.1	688.4 18,229.6 18,918.0							
	針 面積 計												
	針 面積 計												
	針 面積 計												22,480.4
普通林 材積 成長量	針 面積 計												
	針 面積 計												
	針 面積 計												
	針 面積 計												
	針 面積 計												
	針 面積 計												
計 計 計 計 計 計	1,184.85 552.95 1,737.80 214,603 63,956 278,559	1,184.85 552.95 1,737.80 214,603 63,956 278,559	23.41 3.11 26.52 1,164 85 1,249	1,303.21 22,254.25 23,557.47 117,676 118,840 2,273,893	1,326.62 22,257.36 25,321.78 2,156,132 2,156,217 2,275,057	1,341.89 25,341.89 6.47 333,443 2,220,173 2,253,616							50.8
	針 面積 計	2,749.1 813.3 3,562.4	2,749.1 813.3 3,562.4	89.5 4.4 93.9	598.9 18,280.4 18,874.9	688.4 18,276.0 18,968.8							
	針 面積 計												
	針 面積 計												
	針 面積 計												
	針 面積 計												

注 : 1 人工林及び天然林のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。
2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれません。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地						無立木地等			計	
		人工林			天然林			伐採跡地	未立木地	改植地		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林					
金沢市	針	9.08	9.08	33.31	33.31	42.39						
	広	5.17	5.17	5.534.96	5.534.96	5.540.13						
	計	14.25	14.25	5.568.27	5.568.27	5.582.52						
	針	1.386	1.386	2.318	2.318	3.704						
	広	766	766	396.997	396.997	397.763						
	計	2.152	2.152	399.315	399.315	401.467						
	針	23.1	23.1	9.3	9.3	32.4						
	成長量	12.1	12.1	3.061.2	3.061.2	3.073.3						
	計	35.2	35.2	3.070.5	3.070.5	3.105.7						
	針	563.64	563.64	5.07	112.36	117.43						
小松市	面積	301.64	301.64	1.01	3.432.86	3.433.87						
	計	865.28	865.28	6.08	3.545.22	3.551.30						
	針	121.857	121.857	743	19.174	19.917						
	広	32.170	32.170	55	361.895	361.950						
	計	154.027	154.027	798	381.069	381.867						
	針	1.954.4	1.954.4	12.8	87.4	100.2						
	成長量	514.8	514.8	1.0	3.571.0	3.572.0						
	計	2.469.2	2.469.2	13.8	3.658.4	3.672.2						
	針	203.49	203.49	18.34	75.28	93.62						
	面積	8.77	8.77	2.10	972.22	974.32						
加賀市	計	212.26	212.26	20.44	1.047.50	1.067.94						
	針	17.304	17.304	421	4.657	5.078						
	面積	490	490	30	99.924	99.954						
	計	17.794	17.794	451	104.581	105.032						
	針	291.3	291.3	76.7	228.2	304.9						
	成長量	8.7	8.7	3.4	909.1	912.5						
	計	300.0	300.0	80.1	1,137.3	1,217.4						
	針	408.64	408.64	408.64	1,082.26	1,082.26						
	面積	237.37	237.37		12.334.32	12.334.32						
	計	646.01	646.01		13.416.58	13.416.58						
白山市	針	74.056	74.056		91.527	91.527						
	面積	30.530	30.530		1,297.316	1,297.316						
	計	104.586	104.586		1,388.843	1,388.843						
	針	480.3	480.3		274.0	274.0						
	成長量	277.7	277.7		10.734.7	10.734.7						
		計	758.0	758.0	11.008.7	11.008.7						

注: 1 人工林及び天然林のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。
2 複層林は下層木のみを対象とします。

単位：面積 ha、材積 m³、成長量 m³/年

市町村	区分	立木地						無立木地等			
		人工林	育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	伐採跡地	未立木地
森林計画区計	針 面積	1,184.85 552.95	1,184.85 552.95	23.41 3.11	1,303.21 22,274.36	1,326.62 22,277.47	2,511.47 22,830.42				
	計 材積	1,737.80 214.603	1,737.80 214.603	26.52 1.164	23,577.57 117,616	23,604.09 118,840	25,341.89 333,443	6.47	8,533.15 630	8,539.62 630	33,881.51 334,073
	針 面積	63.956 278.559	63.956 278.559	85 1,249	2,156.132 2,273.808	2,156.217 2,275.057	2,220.173 2,553.616		1,620 2,250	1,620 2,250	2,221.793 2,555.866
	計 成長量	2,749.1 813.3	2,749.1 813.3	89.5 4.4	598.9 18,276.0	688.4 18,280.4	3,437.5 19,093.7				3,437.5 19,093.7
	計 計	3,562.4 計	3,562.4 計	93.9 18,874.9	18,874.9 18,968.8	18,874.9 18,968.8	22,531.2 22,531.2				22,531.2

注：1 人工林及び天然林のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。
 2 複層林は下層木のみを対象とします。

(4) 制限林の種類別面積

単位：面積 ha

区分	金沢市	小松市	加賀市	市町村	白山市	合計
保安林	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 飛砂防護保安林 防風保安林 水害防備保安林 潮害防備保安林 干事防護保安林 防雪保安林 防霧保安林 なごれ防止保安林 落石防止保安林 防火保安林 魚つき保安林 航行目標保安林 保健保安林 風致保安林	6,363.27 	4,246.26 	865.34 	21,081.90 	32,556.77
	計	6,363.27	4,477.07	(427.90)	1,293.78	(3,324.38)
	保育施設地区	(6.35)		(2.70)	(325.98)	(335.03)
	砂防指定地				(6,428.08)	1.74
	特別保護地区				(753.88)	(753.88)
	第一種特別地域				(234.45)	(234.45)
	第二種特別地域				(9,273.47)	36.17
	第三種特別地域					
	地種区分未定地域					
	計				(16,689.88)	37.91
国定公園	特別保護地区				(16,689.88)	37.91
	第一種特別地域					
	第二種特別地域					
	第三種特別地域					
地種区分未定地域	地種区分未定地域					
	計					
国定公園立	第一種特別地域					
	第二種特別地域					
	第三種特別地域					
	地種区分未定地域					
原生自然環境保全地域	都道府県自然環境保全地域特別地区				(37.75)	(37.75)
	自然環境保全地域				(37.75)	(37.75)
	都道府県自然環境保全地域特別地区	(811.46)				
	鳥獣保護区特別保護地区			(0.02)		
	緑地保全地区					
風致地区	風致地区					
	特別母樹林					
	史跡名勝天然記念物					
	種の保存法による管理地区					
その他	合計	(817.81)	6,363.27	4,477.07	(1,189.33)	21,705.72
					1,302.32	(20,532.62)
注：() は、指定が重複する制限林の面積で外書。						
						33,848.38

(5) 樹種別材積表

単位：材積 m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	クロマツ	ツガ類	その他 針葉樹
総数	241,020	2,484	476	185	829	25,117	5,373	57,959
人工林	194,294	489	355	185	—	18,643	—	637
天然林	46,726	1,995	121	—	829	6,474	5,373	57,322

樹種 林種	ブナ	ナラ類	カンパ類	カエデ類	シナノキ	その他 広葉樹	計
総数	1,196,456	132,352	26,273	22,405	391	842,296	2,553,616
人工林	3,479	—	—	—	—	60,477	278,559
天然林	1,192,977	132,352	26,273	22,405	391	781,819	2,275,057

(6) 荒廃地等の面積

単位：面積 ha

区分	荒廃地	荒廃危険地
総数	559.18	21.86
市町村別内訳	金沢市	0.92
	小松市	0.84
	白山市	557.42

(7) 森林の被害

単位：面積 ha

種類	松くい虫		
年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
総数	3.18	15.06	21.43
市町村別内訳	小松市	0.25	0.28
	加賀市	14.81	21.15

(8) 防火線等の整備状況

該当ありません。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市町別		組合名	組合員数	常勤役員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積
森林組合	金沢市	金沢	3,969	1	294,394	18,363
	かほく市					
	津幡町					
	白山市					
	能美市					
	小松市					
	加賀市					
小計			10,234	3	583,354	91,885
生産森林組合	小松市	上大杉	50		7,500	406
	加賀市	瀬越	37		1,465	10
		枯渇町	18		3,400	171
		片谷町	25		3,500	668
		九谷	21		557	557
	白山市	月橋	101		1,725	61
		赤谷	68		12,920	587
		左磯	33		25,200	1,001
	金沢市	小原町	37		427	18
	かほく市	笠島	38		76	58
	津幡町	瓜生	21		4,679	93
	小計		449		61,449	3,630
	合計		10,683	3	644,803	95,515

注：令和元年度森林組合一斉調査によります。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分	素材生産を行う 林業経営体数	木材卸売業 (うち素材市売市場)	木材・木製品 製造業
総計	12	2(2)	41
金沢市	4	1(1)	16
小松市	2	1(1)	7
加賀市	0	—	6
白山市	5	—	7
能美市	1	—	5
川北町	—	—	—
野々市市	—	—	—
素材生産量(m ³)	60,900		
取扱量(m ³)		素材7,729/製品267	
出荷額(千円)			15,316,330

注：1 素材生産を行う林業経営体数については2020年農林業センサスによります。

2 素材生産業の生産量は、平成30年次版石川県における木材需給と製材工業の動向によります。

3 木材卸売業の取扱量は、平成30年次版石川県における木材需給と製材工業の動向によります。

4 木材・木製品製造業は令和3年刊石川県市町要覧によります。

(3) 林業労働力の概況

ア 森林組合作業員の日数別人数

単位：人数 人、比率 %

区分	計	59日以下	60～89日	90～149日	150～209日	210日以上
人 数	152	5	3	6	7	131
比 率	100	3.3	2.0	3.9	4.6	86.2

注：令和元年度森林組合統計書によります。

イ 森林組合作業員の年齢階層別人数

単位：人数 人、比率 %

区分	計	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	左の内女性
人 数	152	8	26	49	29	40	6
比 率	100	5.3	17.1	32.2	19.1	26.3	3.9

注：令和元年度森林組合統計書によります。

(4) 林業機械化の概況

単位：台

区分	台数	備考
フェラーバンチャ	3	立木を伐倒、集積する自走式機械
スキッダ	1	牽引式の集材専用車両
プロセッサ	3	枝払い、玉切りをする自走式機械
ハーベスター	5	伐倒、枝払い、玉切りをする自走式機械
フォワーダ	13	積載式集材専用車両
タワーヤーダ	1	元柱を具備した自走式集材車両
グラップルソー	1	巻立、玉切りをする自走式機械
スウィングヤーダ	2	集材、巻立をする自走式機械

注：令和2年3月31日現在石川県資料によります。

(5) 作業路網等の整備の概況

ア 国有林の現況

単位：m

区分	林道延長	林業専用道延長	作業道延長	計
総数	24,816	—	871	25,687
市町村別内訳	小松市	7,672	—	7,672
	白山市	17,144	—	871

注：作業道には森林作業道は含みません（令和3年3月31日現在）。

イ 民有林の現況

単位：km

区分	林道延長	作業道延長	計
総数	1,004.3	753.2	1,757.5
市町村別内訳	金沢市	249.1	207.2
	小松市	236.2	213.2
	加賀市	144.0	103.6
	白山市	333.0	192.3
	能美市	42.0	36.9

注：1 延長は令和2年度末現在（石川県資料）によります。

2 林道は軽車道を含みます。

ウ 国有林と関係のある民有林林道の開設計画

単位：延長 km

民 有 林 林 道 ・ 林 業 専 用 道 計 画						そのうち国有林内の計画 () は官行造林地		備考	
林 道 専用道 別	開設 改良 別	路 線 名	区分	位置	延長	国有林名	関係 林班		
林道	開設	白木峠線	基幹	小松市	22.6	花立	59、60	1.2	継続

注：国有林内の延長は予定の延長です。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 千m³、実行歩合 %

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	3	18	(4) 22	0	5	(5) 5	0	28	(125) 23
針葉樹	3	18	22	0	5	5	0	28	23
広葉樹	—	—	—	—	0	0	—	0	皆増

注：1 計画欄は、前計画の前半5カ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。

3 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所を特定できない臨時伐採量です。

(2) 間伐面積

単位：面積 ha、実行歩合 %

計画	実行	実行歩合
251	36	14

注：(1)の注1、2に同じです。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位：面積 ha、実行歩合 %

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
4	1	25	4	1	25	—	—	—

注：(1)の注1～3に同じです。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位：延長 km、実行歩合 %

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	—	—	—	1	4	400
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

注：1 (1)の注1、2に同じです。

2 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

該当ありません。

イ 保安施設地区の指定

該当ありません。

ウ 治山事業の数量

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

区分	計画	実行	実行歩合
保全施設	4	3	75
保安林の整備	42	4	10

注：(1)の注1、2に同じです。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位：面積 ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	24.41	24.41

(2) 森林以外より森林への異動

単位：面積 ha

原野	農用地	その他	合計
—	—	0.07	0.07

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位：材積 千m³、面積 ha、延長 km

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	総 数	(8) 14		6	9	2	2	4	4	4
		針葉樹	14	6	9	2	2	4	4	4
		広葉樹	—	—	—	—	—	—	—	—
	主 伐	総 数	1	1	5	1	2	4	4	4
		針葉樹	1	1	5	1	2	4	4	4
		広葉樹	—	—	—	—	—	—	—	—
	間 伐	総 数	13	5	4	1	—	—	—	—
		針葉樹	13	5	4	1	—	—	—	—
		広葉樹	—	—	—	—	—	—	—	—
造林面積	総 数	21	19	27	18	17	24	25	25	
	人工造林	1	5	13	4	3	10	11	11	
	天然更新	20	14	14	14	14	14	14	14	
林道開設延長			—	—						

注：()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所を特定できない臨時伐採量です。

(2) 分期別期首資源表

区分		面					
		総数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級
第一分	総数	25,342	6	113	55	136	790
	人工林	1,738	6	36	20	25	169
	育成单層林	1,738	6	36	20	25	169
	育成複層林						
	総数	23,604		77	35	111	621
	天然林	27		21			
	育成单層林						
	育成複層林						
	天然生林	23,578		56	35	111	621
第二分	総数	25,349	8	41	87	72	397
	人工林	1,739	2	19	32	17	68
	育成单層林	1,739	2	19	32	17	68
	育成複層林						
	総数	23,610	6	22	55	55	329
	天然林	27		10	11		
	育成单層林						
	育成複層林						
	天然生林	23,584	6	12	44	55	329
第三分	総数	25,348	13	6	113	55	136
	人工林	1,738	7	6	36	20	25
	育成单層林	1,738	7	6	36	20	25
	育成複層林						
	総数	23,610	6	77	35	111	
	天然林	27		21			
	育成单層林						
	育成複層林						
	天然生林	23,584	6	56	35	111	
第四分	総数	25,346	19	8	41	87	72
	人工林	1,736	19	2	19	32	17
	育成单層林	1,736	19	2	19	32	17
	育成複層林						
	総数	23,610		6	22	55	55
	天然林	27			10	11	
	育成单層林						
	育成複層林						
	天然生林	23,584		6	12	44	55
第五分	総数	25,349	17	13	6	113	55
	人工林	1,739	17	7	6	36	20
	育成单層林	1,739	17	7	6	36	20
	育成複層林						
	総数	23,610		6		77	35
	天然林	27				21	
	育成单層林						
	育成複層林						
	天然生林	23,584		6		56	35
第六分	総数	25,349	17	13	6	113	55
	人工林	1,739	17	7	6	36	20
	育成单層林	1,739	17	7	6	36	20
	育成複層林						
	総数	23,610		6	22	55	55
	天然林	27				10	11
	育成单層林						
	育成複層林						
	天然生林	23,584		6	12	44	
第七分	総数	25,347	13	17	13	6	113
	人工林	1,737	13	17	7	6	36
	育成单層林	1,737	13	17	7	6	36
	育成複層林						
	総数	23,610		6			77
	天然林	27					21
	育成单層林						
	育成複層林						
	天然生林	23,584		6			56
第八分	総数	25,347	21	7	19	8	41
	人工林	1,737	21	7	19	2	19
	育成单層林	1,737	21	7	19	2	19
	育成複層林						
	総数	23,610		6		22	
	天然林	27					10
	育成单層林						
	育成複層林						
	天然生林	23,584		6		12	
第九分	総数	25,347	22	13	17	13	6
	人工林	1,737	22	13	17	7	6
	育成单層林	1,737	22	13	17	7	6
	育成複層林						
	総数	23,610		6			6
	天然林	27					
	育成单層林						
	育成複層林						
	天然生林	23,584		6			6

注：四捨五入により総数と内訳は合わないことがあります。

単位：面積 ha、材積 千m³

積						材 積
11・12齡級	13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上	
1,957	1,719	5,017	1,408	559	13,582	2,554
453	376	85	162	121	285	279
453	376	85	162	121	285	279
1,504	1,343	4,932	1,246	438	13,297	2,275
5						1
1,499	1,343	4,932	1,246	438	13,297	2,274
1,408	1,880	1,874	4,956	686	13,940	2,613
383	422	195	66	163	372	288
383	422	195	66	163	372	288
1,025	1,458	1,679	4,890	523	13,568	2,325
5						2
1,020	1,458	1,679	4,890	523	13,568	2,323
790	1,952	1,717	5,017	1,408	14,141	2,668
169	448	374	85	162	406	298
169	448	374	85	162	406	298
621	1,504	1,343	4,932	1,246	13,735	2,370
5						3
621	1,499	1,343	4,932	1,246	13,735	2,367
397	1,401	1,865	1,874	4,956	14,626	2,717
68	376	407	195	66	535	305
68	376	407	195	66	535	305
329	1,025	1,458	1,679	4,890	14,091	2,412
5						4
329	1,020	1,458	1,679	4,890	14,091	2,408
136	790	1,937	1,716	5,017	15,549	2,763
25	169	433	373	85	568	314
25	169	433	373	85	568	314
111	621	1,504	1,343	4,932	14,981	2,449
	5					3
111	621	1,499	1,343	4,932	14,981	2,446
72	397	1,401	1,861	1,873	19,582	2,801
17	68	376	403	194	601	320
17	68	376	403	194	601	320
55	329	1,025	1,458	1,679	18,981	2,481
	5					4
55	329	1,020	1,458	1,679	18,981	2,477
55	136	790	1,926	1,712	20,566	2,840
20	25	169	422	369	653	324
20	25	169	422	369	653	324
35	111	621	1,504	1,343	19,913	2,516
		5				4
35	111	621	1,499	1,343	19,913	2,512
87	72	397	1,395	1,845	21,455	2,876
32	17	68	370	387	795	327
32	17	68	370	387	795	327
55	55	329	1,025	1,458	20,660	2,549
11			5			5
44	55	329	1,020	1,458	20,660	2,544
113	55	136	790	1,904	22,278	2,906
36	20	25	169	400	1,022	330
36	20	25	169	400	1,022	330
77	35	111	621	1,504	21,256	2,576
21				5		5
56	35	111	621	1,499	21,256	2,571

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

単位 : 千m³

主伐（皆伐）上限量
の目安（年間）

1.65